

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年7月17日

金 曜 日

第 3935 号

目 次

告 示

○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 1

公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 2

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 12

告 示

富山県告示第324号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成27年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
石井 孝佳	整形外科	富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町5番10号	平成27年7月1日
石川 和也	耳鼻咽喉科	富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町5番10号	平成27年7月1日
台藏 晴久	形成外科	富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町5番10号	平成27年7月1日

松岡 寛樹	内科	富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	平成 27 年 7 月 1 日
本藤 有智	消化器内科	富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	平成 27 年 7 月 1 日
森 和也	外科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	平成 27 年 7 月 1 日
澤田 利匡	整形外科	医療法人社団整志会沢田記念高岡整志会病院	高岡市大手町 8 番 31 号	平成 27 年 7 月 1 日
福田 宏治	耳鼻咽喉科	福田医院	高岡市新横町 1245	平成 27 年 7 月 1 日
片岡 直也	循環器内科	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院	魚津市六郎丸 992 番地	平成 27 年 7 月 1 日
川原 洋平	外科	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院	魚津市六郎丸 992 番地	平成 27 年 4 月 1 日
得田 和彦	脳神経外科	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院	魚津市六郎丸 992 番地	平成 27 年 4 月 1 日
浦田 隆司	整形外科	黒部市民病院	黒部市三日市 1108 番地 1	平成 27 年 7 月 1 日
峠 正義	呼吸器外科	黒部市民病院	黒部市三日市 1108 番地 1	平成 27 年 7 月 1 日
東 勇氣	外科	黒部市民病院	黒部市三日市 1108 番地 1	平成 27 年 7 月 1 日
渡邊 一洋	小児科	黒部市民病院	黒部市三日市 1108 番地 1	平成 27 年 7 月 1 日

~~~~~

## 公 告

~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成27年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

- | | |
|---------------------|----|
| ア 電子計算組織（魚津工業高等学校分） | 一式 |
| イ 電子計算組織（滑川高等学校分） | 一式 |
| ウ 電子計算組織（富山北部高等学校分） | 一式 |
| エ 電子計算組織（富山商業高等学校分） | 二式 |
| オ 電子計算組織（富山工業高等学校分） | 一式 |
| カ 電子計算組織（氷見高等学校分） | 一式 |
| キ 電子計算組織（砺波工業高等学校分） | 一式 |
| ク 電子計算組織（南砺福野高等学校分） | 一式 |

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成27年12月1日から平成33年11月30日まで（72箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録さ

れているものであること。

- (3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係
電話 076-444-3431（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成27年7月17日から平成27年8月21日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年7月30日 午後1時30分
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁南別館 463号会議室

- (4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

ア 電子計算組織（魚津工業高等学校分） 一式
〒937-0001 魚津市浜経田3338番地

富山県立魚津工業高等学校事務室

電話 0765-22-2577 (直通)

イ 電子計算組織 (滑川高等学校分) 一式

〒 936-8507 滑川市加島町45番地

富山県立滑川高等学校事務室

電話 076-475-0164 (直通)

ウ 電子計算組織 (富山北部高等学校分) 一式

〒 931-8558 富山市蓮町4丁目3番20号

富山県立富山北部高等学校事務室

電話 076-437-5959 (直通)

エ 電子計算組織 (富山商業高等学校分) 二式

〒 930-8540 富山市庄高田 413番地

富山県立富山商業高等学校事務室

電話 076-441-3438 (直通)

オ 電子計算組織 (富山工業高等学校分) 一式

〒 930-0887 富山市五福2238番地

富山県立富山工業高等学校事務室

電話 076-441-1971 (直通)

カ 電子計算組織 (氷見高等学校分) 一式

〒 935-8535 氷見市幸町17番1号

富山県立氷見高等学校事務室

電話 0766-74-0335 (直通)

キ 電子計算組織 (砺波工業高等学校分) 一式

〒 939-1335 砺波市鷹栖 285番1号

富山県立砺波工業高等学校事務室

電話 0763-33-2047 (直通)

ク 電子計算組織 (南砺福野高等学校分) 一式

〒 939-1521 南砺市苗島 443番地

富山県立南砺福野高等学校事務室

電話 0763-22-2014 (直通)

(5) 入札書の提出期限

平成27年8月28日 午後5時

(6) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

ア 平成27年9月14日 午前10時

イ 平成27年9月14日 午前10時15分

ウ 平成27年9月14日 午前10時30分

エ 平成27年9月14日 午前10時45分

オ 平成27年9月14日 午前11時

カ 平成27年9月14日 午前11時15分

キ 平成27年9月14日 午前11時30分

ク 平成27年9月14日 午前11時45分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料に相当する金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (4) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
-

Personal Computer Network System for teaching, 1 set or 2 sets.

(2) Your bid must be delivered not later than 5:00 p.m. on August 28, 2015

(3) Contact point for notification:

Educational Planning Division, Board of Education

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3431

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成27年 7 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム 1 トン袋詰） 予定数量 5,600トン

(2) 調達をする物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成28年 3 月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年7月17日から同年8月21日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年7月28日 午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成27年 8 月 28 日 午後 5 時 15 分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年 9 月 11 日 午前10時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 トン当たりの単価とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Solid deicing agent(Sodium Chloride) Quantity:1 ton pack 5,600ton.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on August 28, 2015
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCM カーマ富山大広田店 富山市中田二丁目1番11ほか

2 店舗を設置する者 DCM カーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カーマホームセンター富山大広田店 富山市中田二丁目1番11ほか

(変更後) DCM カーマ富山大広田店 富山市中田二丁目1番11ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

- 4 変更の日 平成27年3月1日
- 5 変更の理由 商号変更のため
- 6 届出の日 平成27年7月7日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成27年7月17日から平成27年11月17日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCM カーマ富山本郷店 富山市本郷町字万年割 160-1

2 店舗を設置する者 DCM カーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カーマホームセンター富山本郷店 富山市本郷町字万年割 160-1

(変更後) DCM カーマ富山本郷店 富山市本郷町字万年割 160-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

4 変更の日 平成27年3月1日

5 変更の理由 商号変更のため

6 届出の日 平成27年7月7日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成27年7月17日から平成27年11月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

平成27年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCM カーマ高岡野村店 高岡市野村 563番5

2 店舗を設置する者 DCM カーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カーマホームセンター高岡野村店 高岡市野村 563番5

(変更後) DCM カーマ高岡野村店 高岡市野村 563番5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

4 変更の日 平成27年3月1日

5 変更の理由 商号変更のため

6 届出の日 平成27年7月7日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成27年7月17日から平成27年11月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年 7 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCM カーマ富山問屋町店 富山市問屋町1丁目80番 5 ほか 計 9 筆

2 店舗を設置する者 DCM カーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カーマホームセンター富山問屋町店 富山市問屋町 1 丁目80番 5 ほか 計 9 筆

(変更後) DCM カーマ富山問屋町店 富山市問屋町 1 丁目80番 5 ほか 計 9 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

- 4 変更の日 平成27年3月1日
- 5 変更の理由 商号変更のため
- 6 届出の日 平成27年7月7日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成27年7月17日から平成27年11月17日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年7月17日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
サンコー氷見中央店 氷見市大野新83
- 2 店舗を設置する者 DCM カーマ株式会社
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 久田 宗弘 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(変更後) DCM カーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション 代表取締役 村松 吉彰
射水郡大門町流通センター水戸田2-3-1 ほか

(変更後)

株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション 代表取締役 村松 吉彰
射水市流通センター水戸田2-3-1 ほか

4 変更の日 平成17年11月1日 ほか

5 変更の理由 市町村合併による住所表示の変更のため ほか

6 届出の日 平成27年7月7日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成27年7月17日から平成27年11月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由